

学生の研究活動支援のための竹水会補助金運用内規

神戸大学工学部電気電子工学科
学生の研究活動支援のための補助金運用委員会

(目的)

第1条 この内規は、竹水会が行う学会発表旅費補助の支給対象者選考に関する必要事項を定めるものである。

(資格)

第2条 補助を受ける資格のある者は、

- ・神戸大学工学部電気電子工学科の学生
- ・神戸大学大学院工学研究科博士課程電気電子工学専攻の学生のうち竹水会の会費を納入している者のいずれかとする。

(条件)

第3条 国内外で開催される学会、研究会において、学生自身が研究発表を行う場合に限る。教員の研究活動の補助者として研究発表を行う場合も、これに含まれる。但し、海外旅費は「KTCの学生海外派遣援助金」に申請し不採択になった場合のみ申請可能とする。

(申請)

第4条 補助を受けようとする者は、あらかじめ別紙様式により申請書を「学生の研究活動支援のための補助金運用委員会」に1部提出しなければならない。

- 2 申請は研究室単位で指導教員が行う。
- 3 申請書には、開催日時、開催場所が記されている資料（学会のプログラム等）を添付すること。
- 4 一研究室から複数の申請がある場合は、研究室内での優先順位を明記すること。
- 5 申請は、委員会が定めた期間内に行うものとする。
- 6 補助金を受けようとする者は、補助金を受けた場合、補助金を受けた者の氏名、参加会議名、会期、論文題目、報告書等、竹水会が必要と認める情報を竹水会が印刷物、電子媒体等に掲載すること及び電気通信網を利用して公開すること

を承認するものとする。

(選考)

- 第5条 選考は、「学生の研究活動支援のための補助金運用委員会」で行う。
- 2 選考は、各年度6月、11月、1月に行う。ただし、特に必要と認める場合は、臨時に選考を行うことがある。
 - 3 補助を受けた者は、原則として2年間は順位を下位に置くものとする。

(補助金)

第6条 学会開催地域により、次の通り補助金を配分する。

(国内旅費)

- 対象外：福井県、滋賀県、三重県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山、鳥取県、岡山県、香川県、徳島県
- 2万円：富山県、石川県、岐阜県、愛知県、島根県、広島県、愛媛県、高知県
- 4万円：上記以外

(海外旅費)

- 20万円：ヨーロッパ、アメリカ、オセアニア、アフリカ
- 10万円：その他の地域
- 2 国内旅費補助を優先する。
 - 3 旅費の不足分を指導する教員が管理する予算(運営費交付金、外部資金等)から補填する場合は、本補助金を「教員の研究教育活動のための補助金」として扱うことができる。
 - 4 前項による補填を除き、他機関からの補助との重複は認めない。
 - 5 補助金は各研究室あたり会計年度合計で最大30万円とする。
 - 6 申請者は、補助金の減額を1万円単位で申し出ることができる。

(報告)

- 第7条 補助を受けたものは、終了後1ヶ月以内に所定の様式の報告書を竹水会が定める電子ファイル様式にて「学生の研究活動支援のための補助金運用委員会」に提出すること。
- 2 発表の資料(アブストラクト、プロシーディング等)を竹水会が定める電子ファイル様式にて「学生の研究活動支援のための補助金運用委員会」に提出すること。
 - 3 報告書と発表資料は、「学生の研究活動支援のための補助金運用委員会」で管理する。

(雑則)

第8条 本規定の実施上又は解釈上に問題がある場合は、「学生の研究活動支援のための補助金運用委員会」が対応する。

(附則)

この内規は、平成15年9月1日より施行する。

平成16年10月1日 一部改訂

平成18年11月13日 一部改訂

平成20年 3月26日 一部改定

平成20年10月6日 一部改訂

平成22年 3月25日 一部改訂

平成24年 3月23日 一部改訂

平成25年 3月26日 一部改訂